

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 2 年 3 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	令和2年3月23日（月） 午後2時から4時25分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 久保田篤正	五	委 員 加藤潤一		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、野口教育総務課長補佐、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会3月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和2年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の久保田委員にお願いする。					
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が10件、議案が15件である。なお、本日の教委議案第22号及び第25号から第27号並びに第29号から第30号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
5 報告事項	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第10号から第19号までの1					

(1) 教委報告第10号「教育長の決裁処分」	0件である。教委報告第10号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。 清水教育長： まず、教委報告第10号の1番「鴻巣北本JCプレゼンツ第4回！北本トマト水風戦大会」、2番「東和よいこ劇場」、3番「第31回埼玉県スポーツ少年団南ブロック空手道大会」、4番「第25回さくらまつり」、5番「第20回全日本中学生（男子・女子）ソフトボール大会県予選」について、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第10号の1番から5番までの説明） 清水教育長： 教委報告第10号の1番から5番までについて、質疑はあるか。 大保木委員： 2番の「東和よいこ劇場」について、主催者側で全ての費用を負担していただくものとなるが、そのことに至った経緯等について伺う。 平井生涯学習課長： 主催者となる（株）東和銀行の善意により、地域の子供達へのプレゼントとして実施するものとなる。無料で影絵劇を見ることができる良い企画であるため、後援を承認したものとなる。 清水教育長： （株）東和銀行の御厚意のほか、その他の関係団体にも色々と係わっていただくものとなる。 平井生涯学習課長： 具体的には、当日の会場設営等について、「北本ロータリークラブ」の方に協力をいただくものとなる。 久保田委員： その他の事業全般に関しての質疑をさせていただく。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、4番の「第25回さくらまつり」については、申請者より中止の申出があった旨の報告を受けた。 後援を承認する立場として、現在の色々な状況を踏まえた場合、他のイベントの開催自粛などに関し、今後何か指導を行っていくものか確認する。 平井生涯学習課長： 学校の臨時休業や大規模イベントなどの開催自粛に関する政府の要請についても、4月から段階的に解除していく模様でもある。 政府の方針を踏まえた上で、明日開催する市の対策会議において、今後の市の方針が定まるため、その内容に則して、関
-------------------------------	---

	係団体等に呼び掛けていく予定である。 久保田委員： デリケートな時期でもあるため、俯瞰的に捉えながら、今後の対応を決断していったほしい。 清水教育長： 貴重な助言に感謝する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第10号の1番から5番については、了承とする。
(2) 教委報告第11号「北本市立教育センター令和2年度事業計画等について」	清水教育長： 続いて、教委報告第11号「北本市立教育センター令和2年度事業計画等について」、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： (教委報告第11号の説明) 清水教育長： 教委報告第11号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第11号については、了承とする。
(3) 教委報告第12号「令和元年度就学支援委員会の支援結果について」	清水教育長： 続いて、教委報告第12号「令和元年度就学支援委員会の支援結果について」、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： (教委報告第12号の説明) 清水教育長： 教委報告第12号について、質疑はあるか。 安田委員： 1の表の「在学児童生徒の就学支援結果」について、2点ほど確認する。 まず、「特別支援学校が望ましい」と判断した4件のケースのうち、「通常の学級」を選んだ方が1件となっているが、この方の状況について確認する。 内田学校教育課副課長： 現在、小学校3年生の児童となり、毎年度の就学支援委員会で諮っているケースとなる。生活の中で酸素ボンベを使用しているが、知的等の問題はなく、周囲からも協力を得られているため、保護者が通常学級の在籍を望むものとなる。 安田委員： 同じく1の表の「通級指導教室での指導が望ましい」の区分中、「継続」の検討数27件に対し、「新規」の検討数が21件となっているが、増加傾向にあるものか確認する。

	内田学校教育課副課長： 「継続」の方に関しては、本年度と同様に、新年度も「通級」を希望するケースとなる。対して「新規」の方については、本年度は「通常学級」に在籍し、新年度から「通級」を希望するケースとなり、こちらは、近年増加傾向にある。 安田委員： 増加傾向の要因は「学力の低下」によるものか、あるいは、本人や保護者の希望によるものか確認する。 内田学校教育課副課長： 保護者の申出や担任教諭を介して、この就学支援に繋がっていくものだが、全体的には、「学力の低下」を原因とするよりも、集中力が欠けるなどといった「情緒面」による課題のケースが多いように分析する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第12号については、了承とする。
(4) 教委報告第13号「市民大学きたもと学苑の令和元年度の実施状況について」	清水教育長： 続いて、教委報告第13号「市民大学きたもと学苑の令和元年度の実施状況について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第13号の説明） 清水教育長： 教委報告第13号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第13号については、了承とする。
(5) 教委報告第14号「北本市野外活動センター令和2年度事業計画について」	清水教育長： 続いて、教委報告第14号「北本市野外活動センター令和2年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第14号の説明） 清水教育長： 教委報告第14号について、質疑はあるか。 金井委員： 現在の社会情勢（新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策）から、今月（3月）及び今後の利用者数の減少見込について説明を受けた。野外活動センターや地区公民館など、指定管理業務によって運営する施設は他にも色々とあることから、費用面の調整も含めた今後の対応に関し、現段階で何か決まっていることがあれば教えてほしい。

	平井生涯学習課長： 明日の市の対策会議において、今後の対応の方向性を決めていく予定となるが、4月以降も不安な部分があるため、現段階では、直ぐの利用再開は難しいものと考えている。 なお、費用面の問題に関しては、指定管理者側でも3月分に欠損が生じているため、その補填等の取り扱いが検討事項となっている。 原口教育部長： 3月16日から4月利用の受付業務を再開している。しかし、県内でも感染者が増えていることから、実際の利用は難しいものと考えている。また、新年度より教育委員会が所管する「北本市体育センター」についても、関係課と連携・調整しながら、今後の利用計画を作成するよう、指示している状況となる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第14号については、了承とする。
(6) 教委報告第15号「北本市地区公民館等令和2年度事業計画について」	清水教育長： 続いて、教委報告第15号「北本市地区公民館等令和2年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： (教委報告第15号の説明) 清水教育長： 教委報告第15号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第15号については、了承とする。
(7) 教委報告第16号「北本市文化センター令和2年度事業計画について」	清水教育長： 続いて、教委報告第16号「北本市文化センター令和2年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： (教委報告第16号の説明) 清水教育長： 教委報告第16号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第16号については、了承とする。
(8) 教委報告第17号「北本市	清水教育長： 続いて、教委報告第17号「北本市立こども図書館令和2年度事業計画について」、生涯学習課より、説明をお願いする。

立こども図書館令和2年度事業計画について」	平井生涯学習課長：（教委報告第17号の説明） 清水教育長： 教委報告第17号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第17号については、了承とする。
(9) 教委報告第18号「第21回北本市郷土芸能大会の事業報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第18号「第21回北本市郷土芸能大会の事業報告について」、文化財保護課より、説明をお願いする。 磯野参与兼文化財保護課長：（教委報告第18号の説明） 清水教育長： 教委報告第18号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第18号については、了承とする。
(10) 教委報告第19号「デーノタメ遺跡のシンポジウムの延期に伴う対応について」	清水教育長： 続いて、教委報告第19号「デーノタメ遺跡のシンポジウムの延期に伴う対応について」、文化財保護課より、説明をお願いする。 磯野参与兼文化財保護課長：（教委報告第19号の説明） 清水教育長： 教委報告第19号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第19号については、了承とする。
6 議案審議	清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、お願いする。 原口教育部長： 教委議案第16号から第30号までの15件について、お願いする。
(11) 教委議案第16号「令和2年度教育行政の重点施策に	清水教育長： それでは、教委議案第16号「令和2年度教育行政の重点施策について」、原口教育部長より、説明をお願いする。 原口教育部長：（教委議案第16号の説明）

ついて」

清水教育長： 教委議案第16号について、質疑はあるか。

金井委員： 基本目標4（1）のA「家庭教育支援事業の充実」について、本年度に引き続き、新年度においても「重点項目」に設定の上、PTAの家庭教育学級の支援・充実に感謝する。

その一方で、ICT教育の推進に関しては、本市の課題とも考えられる。1人1台の端末整備など、国の方でも色々と動きがある模様だが、このことを今回の重点施策に定めていない理由について伺う。

櫻井教育総務課長： 国の計画等に基づきながら、補助金の申請・活用による整備を進めていくことを検討している。令和2年度はネットワーク環境の整備、令和3年度からは学年を区切りながらの端末整備を順次予定し、令和5年度までに1人1台の端末整備を目指すものとなるが、予算が確定していないことから、今回の重点施策への明記を見送ったものとなる。

原口教育部長： 端末の整備費について、未だ国の補助の概要が出ていないものとなるが、その整備費の一部に関し、新年度の6月補正での計上を予定するものとなる。

1人1台の整備費を一斉に計上するのは困難なことから、令和5年度までの段階的な整備として、予算を毎年度計上していく予定となる。

金井委員： 端末整備に関しては、国の全額補助となるものか。

櫻井教育総務課長： 端末代は1台につき45,000円までを上限とするものである。各メーカーでも、この国の補助の仕様に合わせ、その額の範囲内で整備できるよう、色々と動いている模様である。

従って、この範囲内で調達できれば、全額補助とも考えられるものである。

金井委員： 当該補助は令和5年度まで続くものか。

櫻井教育総務課長： 基本的には続く予定となる。当該補助の要綱が今年の2月に公布されたことに伴い、先ずはネットワーク環境の整備費用に関する補正予算を3月市議会へ上程したものとなる。

その上で、教育部長説明にもあったとおり、端末整備費を新年度の6月補正で計上し、整備後の実運用に関しては、令和3年度の開始として検討している状況となる。

また、その後の学年を区切った段階的な端末整備に関しては、今後の児童生徒数の動向を見極めながら、慎重に進めて

	いくものとなる。 清水教育長： その他の詳細については、このあとの教委議案第21号の中でも事務局より説明させていただく。 大保木委員： 資料P23の「変更概要」の11番に掲げる新規取組「中学校への学習支援室非常勤講師の配置及び活用」について、設置予定校や事業の概要を確認する。 坂口学校教育課長： 北本中学校と宮内中学校への設置を予定しており、現在、会議室や保健室などの別室登校をしている生徒達に対し、学習支援を行うものとなる。 また、教室内でストレスを抱えたりしている生徒を落ち着かせる場としても、活用が図られるものと考えている。 なお、支援室の運営に関しては、中学校の教員免許を持つ者を午前中に常駐させ、学習支援や相談業務に当たるものとなる。 大保木委員： 当該支援室に通うこととなる生徒達の出席の取り扱いについて確認する。 坂口学校教育課長： 学校自体に通うこととなるため、「出席」の取り扱いとなる。 清水教育長： 当該取組に関しては、県内でも珍しい先進的な取組になるものと考えている。 原口教育部長： 保健室登校の場合、体調不良を起こした生徒と利用が重なることもある。その他の空いている部屋を利用することで、生徒と先生方が分散してしまうことも課題となることから、このように一カ所に集めて支援体制の強化を図り、教室復帰を目指すものとなる。 大保木委員： 当該支援室の利用者の見込について伺う。 坂口学校教育課長： 教育センターに通う生徒の中から、当該支援室の利用を足掛かりに、教室復帰を目指す者が何名か見込まれている。 安田委員： 東中学校と西中学校については、今回設置しないものか。 坂口学校教育課長： 全校設置に関し、予算面において厳しいことから、今回は設置を見送ったものとなる。北本中学校と宮内中学校の運用を検証しながら、今後の設置について検討していく。
--	---

	安田委員：現在の保健室登校の状況について伺う。 坂口学校教育課長：実際には、生徒の心を落ち着かせるための一時的な避難場所として、保健室を利用している状況となる。こうした、保健室や「さわやか相談室」を利用する生徒達が、今回の2校で30名ほどいることから、当該支援室を活用した学習支援を行うものとなる。 加藤委員：資料P1の基本目標1の説明文に記載する「さらに、様々な道の専門家にふれる事業」の部分に関し、どのような事業を予定するものか確認する。 坂口学校教育課長：理科教育の専門家による「理科実験教室」、また、音楽家による「クラスコンサート」といった体験的な学習を予定するものである。 加藤委員：資料P9の基本目標5（2）の施策のうち、カの（エ）の取組名に掲げる「障がい者奉仕対制」という表現に関し、現代に見合った表現にあらためると良いと思われる。 例えば、「ユニバーサルデザインを含めた体制の整備」など、取組内容が限定されないような表現を用いるなど、今後検討をお願いします。 原口教育部長：図書館関係者と協議しながら、望ましい表現について、今後見出していく。 加藤委員：この重点施策に掲げる内容は、本市独自の取組も多いことから、今後のPRに関しても、是非お願いします。 原口教育部長：教育委員会事務局のグランドデザインの中にも、この重点施策の内容を落とし込んでいるため、掲示や関係機関への周知を図っていく。 — 他に意見なし — 清水教育長：教委議案第16号については、可決する。 (12) 教委議案第17号「北本市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」 清水教育長：続いて、教委議案第17号「北本市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長：（教委議案第17号の説明） 清水教育長：教委議案第17号について、質疑はあるか。
--	--

	— 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第１７号については、可決する。
(13) 教委議案第 １８号「北本市 教育委員会職 員の身分及び 職名に関する 規則の一部改 正について」	清水教育長： 続いて、教委議案第１８号「北本市教育委員会職員の身分及び職名に関する規則の一部改正について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： （教委議案第１８号の説明） 清水教育長： 教委議案第１８号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第１８号については、可決する。
(14) 教委議案第 １９号「北本市 教育委員会事 務専決規程の 一部改正につ いて」	清水教育長： 続いて、教委議案第１９号「北本市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： （教委議案第１９号の説明） 清水教育長： 教委議案第１９号について、質疑はあるか。 安田委員： 学校教育課の所掌事務４の項のうち、「幼稚園就園奨励費」を「幼児教育」にあらためることで、事務がどう変化するものか確認する。 坂口学校教育課長： 制度移行となる「幼稚園就園奨励費」以外のものとして、私立幼稚園に対する助成事業が残るものとなる。 また、幼保小連携事業もあることから、引き続き当課において、幼児教育の振興を図っていくものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第１９号については、可決する。
(15) 教委議案第 ２０号「北本市 立小・中学校閉 校記念事業補 助金交付要綱 の制定につい	清水教育長： 続いて、教委議案第２０号「北本市立小・中学校閉校記念事業補助金交付要綱の制定について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： （教委議案第２０号の説明）

て」 (16) 教委議案第21号「北本市GIGAスクール構想の実現に向けた計画について」	清水教育長： 教委議案第20号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第20号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第21号「北本市GIGAスクール構想の実現に向けた計画について」、教育総務課より、説明をお願いします。 櫻井教育総務課長： （教委議案第21号の説明） 清水教育長： 教委議案第21号について、質疑はあるか。 久保田委員： 文科省資料P19の「学習者用コンピュータの標準仕様書」の中で端末のモデル仕様が示されているが、本市における仕様は定まっているものか伺う。 櫻井教育総務課長： 詳細な説明に関し、担当職員から説明をさせていただく。 清水教育長： 担当職員による説明を許可する。 野口教育総務課長補佐： 確定事項ではないが、Chromebook（以下、クロームブックという。）の導入が有力と考えている。理由としては、何千台ともなる端末導入の設定が一括で行え、運用・保守面での経費額を抑えられることが期待できるからである。 清水教育長： そのほかにも、セキュリティ面を考えてのものとなる。 金井委員： 同じく、文科省資料P22に掲載する国のロードマップでは、令和2年度末までに小5・小6・中1と整備していくものとなっているが、本市の整備スケジュールについて確認する。 櫻井教育総務課長： 国のロードマップを踏まえた上で、中2・中3の生徒に対する整備についても、補助申請を検討している状況となる。 金井委員： 本市の計画案（1）の中において、そのことは反映させないものか。 野口教育総務課長補佐： 本市の計画案に記載する整備計画については、あくまで国のロードマップに準拠した内容で定めるものとなる。 補助申請に関しては、中2・中3の分も前倒しで申請することを検討しているが、交付決定が確定事項でないことから、本
--	---

計画案については、あくまで国の計画に沿った内容で定めるものとなる。

金井委員： 端末を整備しても、上手く活用できなければ意味がないことになってしまうため、事務局においても、教職員に対する研修や活用のプログラムを今後充実させ、令和2年度を準備期間に位置付けた上で、しっかりと取り組んでほしい。

また、その際には、教職員への過度な負担とならぬよう、皆で楽しみながら取り組めるような工夫・配慮について、併せてお願いします。

坂口学校教育課長： 貴重な助言に感謝するとともに、スキルアップを図るための研修・取組を実施していく。

加藤委員： 中2・中3の生徒への前倒しによる整備が実現するよう、期待する。

なお、クロームブックの導入の検討について、先ほど説明があったが、将来的な運用を考えた場合、やや疑問が残る機種とも考えられる。HPの閲覧やSNSを使うことに関しては有効だが、その他のソフト利用で若干機能が弱い部分もある。

今後、仕様を検討していく上での参考意見として取り扱っていただければと思う。

櫻井教育総務課長： 情報提供に感謝する。機種を選定に際しては、補助限度額の範囲内において、良いスペックの物を調達したいと考えているほか、県単位による共同調達の方法も考えられるため、色々な情報を収集・整理しながら、今後の整備を進めていく。

金井委員： 現段階において、端末の自宅への持ち込みは考えているものか。

野口教育総務課長補佐： 自宅への持ち込みに関しては想定していないが、クラウド型の授業支援ソフトの導入を検討しており、自宅のパソコンから利用することを想定している。

金井委員： 自宅にパソコンを持っていない方もいるため、こうした利用方法に関する部分も重要な課題と考えられる。

民間教材を活用したリモート学習が目立つ時代でもあるため、今後、自宅でもタブレット端末を活用した学習があり得ることを念頭に置きながら、機器の選定やネットワーク等の設定を行っていただきたい。

野口教育総務課長補佐： 今後の選定等を行っていく上で、参考にさせていただく。

	— 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第21号については、可決する。
(17) 教委議案第23号「令和2年度指導の重点・努力点について」	清水教育長： 続いて、教委議案第23号「令和2年度指導の重点・努力点について」、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： (教委議案第23号の説明) 清水教育長： 教委議案第23号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第23号については、可決する。
(18) 教委議案第24号「学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」	清水教育長： 続いて、教委議案第24号「学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」、学校教育課より、説明をお願いする。 坂口学校教育課長： (教委議案第24号の説明) 清水教育長： 教委議案第24号について、質疑はあるか。 加藤委員： 学校現場における36協定(労働基準法第36条に基づく労使協定)の取り扱いについて確認する。 坂口学校教育課長： 教職員は給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)の適用を受けるため、36協定の対象とならないことから、本規則による管理を受けるものとなる。一方、栄養職員(栄養士)や事務職員については36協定の対象となるため、本規則の管理からは外れるものとなる。 金井委員： 管理については市費・県費を問わないものか。 坂口学校教育課長： 県費教職員は時間外手当相当分として、「教職調整額」によりカバーされ、こうした調整がない市費の学校職員に関しては、36協定に基づく時間外手当で担保するものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第24号については、可決する。

(19) 教委議案第 28 号「北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について」	清水教育長： 続いて、教委議案第 28 号「北本市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の制定について」、生涯学習課より、説明をお願いします。 平井生涯学習課長： （教委議案第 28 号の説明） 清水教育長： 教委議案第 28 号について、質疑はあるか。 大保木委員： 市外に在学する方の場合、申請は誰が行うものか。 平井生涯学習課長： 市内在住であれば、本人より申請をいただくものとなる。 大保木委員： 在学する学校長からの申請によらないものと解してよいか。 平井生涯学習課長： そのとおりである。 大保木委員： 未成年の場合も本人申請とするものか。 平井生涯学習課長： 本人申請となるが、保護者の代筆により受付対応するものとなる。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第 28 号については、可決する。
7 非公開審議 (20) 教委議案第 25 号「教育相談員の任用について」 (21) 教委議案第 26 号「教育センター所長の任命について」 (22) 教委議案第 27 号「教育指導員の任用について」	清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。 清水教育長： それでは、教委議案第 25 号「教育相談員の任用について」、この案件は、続く教委議案第 26 号「教育センター所長の任命について」及び教委議案第 27 号「教育指導員の任用について」との関連性があるため一括審議とし、学校教育課より、一括して説明をお願いします。 坂口学校教育課長： （教委議案第 25 号から第 27 号までの説明） 清水教育長： 教委議案第 25 号から第 27 号までの各号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第 25 号、26 号、27 号の各号について、それぞれ

	れ「可決」する。
(23) 教委議案第 29号「社会教育指導員の任用について」	清水教育長： 続いて、教委議案第29号「社会教育指導員の任用について」、この案件は生涯学習課及び文化財保護課の両課に関連する案件となるが、説明に関しては、生涯学習課より、一括して説明をお願いします。 平井生涯学習課長： (教委議案第29号の説明) 清水教育長： 教委議案第29号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第29号については、可決する。
(24) 教委議案第 30号「デーノ タメ遺跡調査 指導委員会委 員の委嘱につ いて」	清水教育長： 続いて、教委議案第30号「デーノタメ遺跡調査指導委員会委員の委嘱について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野参与兼文化財保護課長： (教委議案第30号の説明) 清水教育長： 教委議案第30号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第30号については、可決する。
(25) 教委議案第 22号「人事異 動に関する意 見聴取につ いて」	清水教育長： 続いて、教委議案第22号「人事異動に関する意見聴取について」、この案件に関する説明は、わたくし清水より説明する。 清水教育長： (教委議案第22号の説明) 清水教育長： 教委議案第22号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第22号については、可決する。
8 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会3月定例会を閉会する。

北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。

令和2年 4 月 23 日

教 育 長 清水 隆

署名委員 久保 日馬 び

書 記 山本 一 真